

平成21年度
「省エネルギー計測監視等推進事業」

公募要領

平成21年7月
株式会社日本総合研究所

目次

1. 事業の概要	1
1-1 背景	1
1-2 事業内容	1
1-3 補助事業期間	7
2. 事業のスキーム	8
3. 申請手続き	9
3-1 公募期間	9
3-2 申請書提出先および問合せ先	9
3-3 申請書提出方法および受付期間	9
3-4 公募説明会	10
3-5 提出書類	11
4. 補助事業者の選定について	12
4-1 審査	12
4-2 交付決定通知	13
4-3 事業者説明会	13
5. 補助事業の実施	14
5-1 補助事業の開始	14
5-2 補助事業の期間中の注意事項	14
5-3 補助対象経費の支払い	14
5-4 提出すべき書類	14
5-5 財産の管理	15
6. 補助金額の確定	15
6-1 実績報告	15
6-2 中間検査	15
6-3 確定検査	15
6-3 補助金の支払い	15
7. 年間スケジュール	16
8. その他	17
8-1 書類の保存	17
8-2 会計検査について	17

1. 事業の概要

1-1 背景

近年エネルギー消費の伸びが著しいオフィスビル等の業務部門において、CO2 排出量は、2006 年度末時点で、基準年（1990 年）比約 4 割の増加となっている。業務部門の建物等における省エネルギーの推進は、わが国の喫緊の課題である。

省エネルギーの推進には、設備機器の更新による使用エネルギー量の削減、運用改善によるエネルギー使用の効率化を進めることが必要であり、そのためには現状のエネルギー使用状況を的確に把握すること、つまり「見える化」の普及が重要である。昨年（2015 年）のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）改正等を背景として、業務部門の規制対象が拡大しており、テナントビルにおけるテナントごとのエネルギー消費量やチェーン全体でのエネルギー消費量の把握ニーズが拡大している。

1-2 事業内容

（1）補助対象事業

ビルやテナント事業者等業務用用途における複数の既築建築物等において、エネルギー計測装置の設置と省エネルギー診断を併せて実施する事業について、その経費の一部を補助する。

①エネルギー計測装置

エネルギー計測装置とは、エネルギー量を時刻別に計測計量できる装置であり、収集したデータをサーバー等に自動的に保管し、グラフ等により分かりやすくデータを見える化できるシステムを有するものである。補助対象となるものは、複数年にわたる継続的な収集が容易にできるもので、補助金交付決定後に新たに設置した装置とする。

エネルギー計測装置を用いて、省エネ診断に資するデータを用途ごとに計測することとする。例えば「照明・コンセント」「空調熱源」「空調・換気動力」等を想定する。

②省エネルギー診断

上記のエネルギー計測装置より得られたデータにより、以下の内容の省エネルギー診断を実施し、省エネ改修項目ごとの省エネ量を算出するとともに運用改善や設備更新などによる省エネルギー方策を示すものである。

- ・ ガス、電力、熱（冷水・温水・蒸気等）、用水*などのうち、計測対象とするエネルギー使用量をメーターごとの 3 ヶ年月別使用量をベースとし、

エネルギー計測装置により得られたデータにより系統別の時刻別負荷を作成した上で省エネルギー量を算定する。

- ・ 個別にエネルギー量を計測できない項目については、根拠を明確にする。
- ・ 機器仕様一覧を作成する。診断所見を記載する。
- ・ 省エネルギー診断書は、中間検査（6－2参照）時点で一度提出を求める。その後、収集したデータ等を反映し、最終提出（5－4参照）するものとする。
- ・ 省エネルギー診断書に最低限記載すべき事項を、別紙1「省エネルギー診断書のひな型」に示す。

※計測対象とする用水とは、ボイラーの効率等を計測するための補給水等を想定している。

（2）補助対象事業者

①補助対象事業者および測定個所数

補助対象事業者は20事業者程度、計測対象施設は全体で約1,000施設を予定している。なお、補助金の予算総額は11億6,000万円程度である。

事業者選定に際しては、計測対象施設の業種^{*}、規模（延床面積）、地域が偏らないように考慮する。

※業種の区分は「事務所・庁舎」「デパート、スーパー」「卸小売」「飲食店」「学校」「ホテル・旅館」「病院」「娯楽場」「その他」の9分類とする。「その他」には中小工場等、一部産業用用途の建築物を含むものとする。なお、住宅分野は除く。

②補助対象事業者の種類

以下の2種類のいずれかの者が補助対象事業者として申請できるものとする。

1) 省エネルギー診断事業者

省エネルギー計測監視装置を設置し、省エネルギー診断（以下「省エネ診断」）を行う者。ただし、省エネルギー診断事業者（以下「省エネ診断事業者」）が申請する際は、省エネ診断を受ける者（以下「建築主等」）と共同申請とすること。

2) 建築主等

省エネルギー計測監視装置を設置し、省エネ診断を受ける者。

なお、省エネルギー計測監視装置等をリースで調達する場合は、1)、2)のいずれの場合もリース事業者と共同申請とすること。

補助対象事業者と共同申請者の種類

補助対象事業者	共同申請者		備考
省エネ診断事業者	建築主等		
省エネ診断事業者	建築主等	リース事業者	省エネルギー計測監視装置等をリースで調達する場合
建築主等			
建築主等	リース事業者		省エネルギー計測監視装置等をリースで調達する場合

省エネ診断事業者が、複数の建築主等と共同で申請する場合は、建築主等ごとに申請書を作成すること。なお、申請書の提出に際しては、同じ省エネ診断事業者からの申請であることが分かるよう、一括して提出するとともに所定の位置に申請書の連番を記入すること。

③補助事業者の要件

補助対象事業者および共同申請者は、以下の1)～5)のすべての条件を満たすことを要件とする。

- 1) 本補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- 2) 本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 3) 次の各法律の各規定による各申立てがなされていない者であること。
 - ・ 旧商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告
 - ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
 - ・ 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て
 - ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更生手続開始の申立て
 - ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続

開始の申立て

- 4) 過去3年度間公租公課の滞納がないこと。
- 5) 本補助事業を推進する上で必要とされる、計測機器の設置、平成23年度までの継続的なデータ取得、省エネルギー診断および省エネルギー改善等の措置を適切に遂行できる体制^{*}を有していること。

※建築主等が建築物の所有権を有していない場合、エネルギー計測装置の設置や省エネルギー診断後の省エネルギー対策を実施することについて、建築物の所有者より、確実に承諾を得られる体制であること。(様式2「7.事業実施体制」で説明すること。)

(3) 補助対象経費

①補助対象区分

補助対象経費は以下の区分とする。ただし、計測装置費、工事費、省エネルギー診断費にかかる消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

区分	内容
1) 計測装置費	省エネルギー計測監視に必要な機器を調達するための費用、省エネルギー計測のために必要なアプリケーション等の調達およびインストールにかかる経費、データ転送のための通信費(今年度分のみ)
2) 工事費	省エネルギー計測監視システム整備にかかる工事費
3) 省エネルギー診断費	省エネルギー診断にかかる経費

補助対象となる計測装置費は、以下の図の□□の範囲の設備及びシステムを整備する経費であり、エネルギー使用量を計測する装置(計測装置)、計測したデータをサーバー等に転送する装置(転送装置および受信装置)、転送されたデータを電子的に保管するためのアプリケーションシステム(データ集積システム)、保管されたデータをグラフ等により「見える化」するためのアプリケーションシステム(データ表示システム)を対象とする。ただし、補助対象となる経費は、本補助事業のためだけに使用される装置・システムであり、かつ新たに整備するものに限定する。

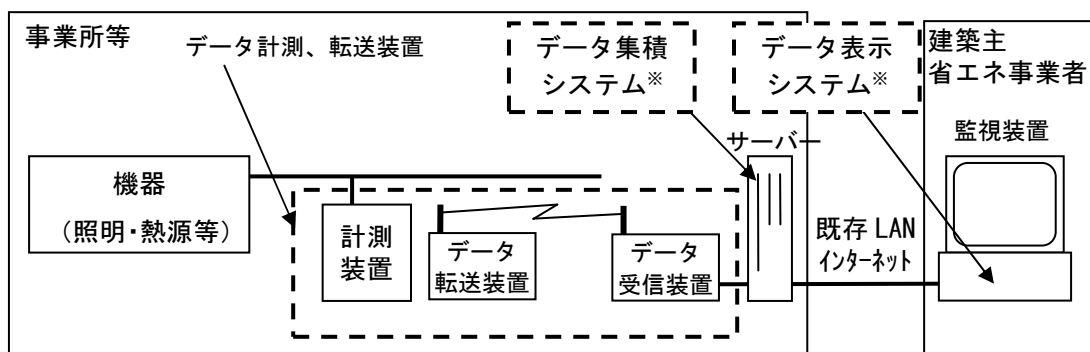
なお、計測装置費は、エネルギー使用量を時刻別に計測する機能、計測したデータをサーバー等に転送する機能、転送されたデータを電子的に保管する機能、データをグラフ等により「見える化」する機能の、基本的機能のみ

を有する機器類の調達経費を基本とするが、上記機能以外の機能を不可分離的に有し、かつその機能が本事業実施上有効である場合には、当該機能を含んだ調達経費を補助対象経費として認める。

データ転送のための通信費は、本補助事業期間中、補助事業のためだけに使用される分に限定して補助対象経費として認める。また、データ転送を有線 LAN で行う場合、LAN ケーブルの調達および既存の LAN との接続のための工事費は補助対象経費に含まれる。

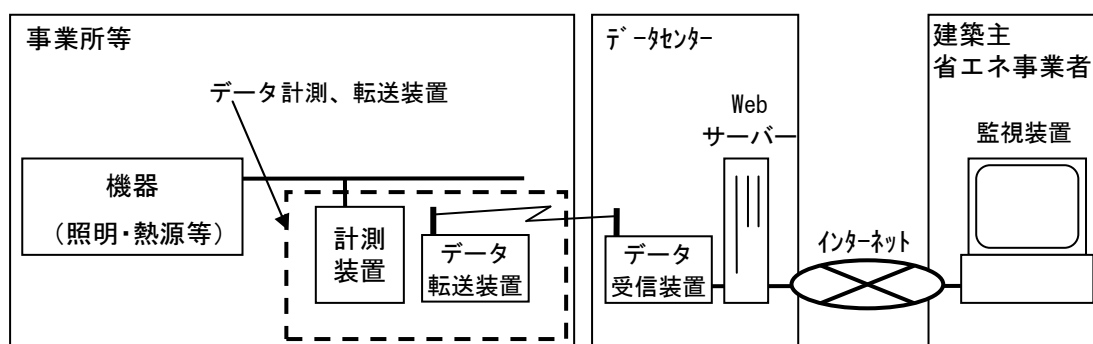
データ集積のためのサーバー、監視等を行うための PC の調達、設備更新費用については補助対象外とする。

事業所内でデータ集積、監視を行う場合



※データ集積システムおよびデータ表示システムは、本事業のためだけに使用されるソフトウェアのことであり、ハード部分は含まない。

データセンター等でデータ集積を行いインターネット経由で監視を行う場合



※データセンターのデータ受信装置、データ集積システム、インターネット経由のデータ表示システムは補助対象外とする

②補助率

補助対象経費の三分の二以内とする。

③他の補助事業等との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金が含まれないこと。

④利益排除について

以下の場合、支払い経費から利益を控除した金額を補助対象経費とすること。

- ・ 省エネ診断事業者が申請者である場合、省エネ診断にかかる経費（ただし人件費のみを補助対象経費とする）。
- ・ 申請者の自社製品の調達、または資本もしくは人的関係のある会社からの調達経費（工事費を含む）。

ただし、資本もしくは人的関係のないリース会社との共同申請の場合はこの限りでない。

⑤リースについて

機器等の調達にあたりリースを活用する場合は、リース事業者との共同申請とすること。なお、リースの場合の補助金はリース事業者に交付される。

⑥機器および委託先選定について

機器および委託先の選定基準は以下の通りとすること。

1) 省エネ診断事業者の選定（建築主等のみの申請の場合）

エネルギー計測機器の取り扱いに関するノウハウを保持し、エネルギー測定対象となる業種の特性に応じた省エネのための改善策を提示できる事業者を選定すること。なお、過去において本補助事業と同種または類似した業務の経験が豊富な事業者が望ましい。省エネ診断事業者選定の際は、その理由を申請書に明記すること。同程度のノウハウ・技術力を有する複数の事業者が存在する場合には、該当する事業者による競争入札にて事業者を選定すること。

なお、省エネ診断事業者への発注、契約は補助金交付決定後に行うこと。

2) 省エネルギー計測監視システムの選定

計測機器は、耐久性、信頼性を持ち、エネルギー量を時刻別に計測できるものであること。また計測監視システムは、収集したデータをサーバー等に

自動的に保管し、グラフ等により分かりやすく「見える化」する機能を持ち、複数年にわたり継続的な収集が容易にできるものを選定すること。なお、上記の機能以外に本補助事業実施にあたって有効であると思われる機能を保有する機器等については、申請書にその機能と本事業実施にあたっての有効性を明記すること。計測機器選定の際は、その理由を申請書に明記すること。同種の機能を有する複数の機器が存在する場合、または同一の機器を販売もしくはリースをする複数の事業者が存在する場合は、該当する事業者による競争入札にて機器または事業者を選定すること。

なお、計測機器等の発注、契約は補助金交付決定後に行うこと。

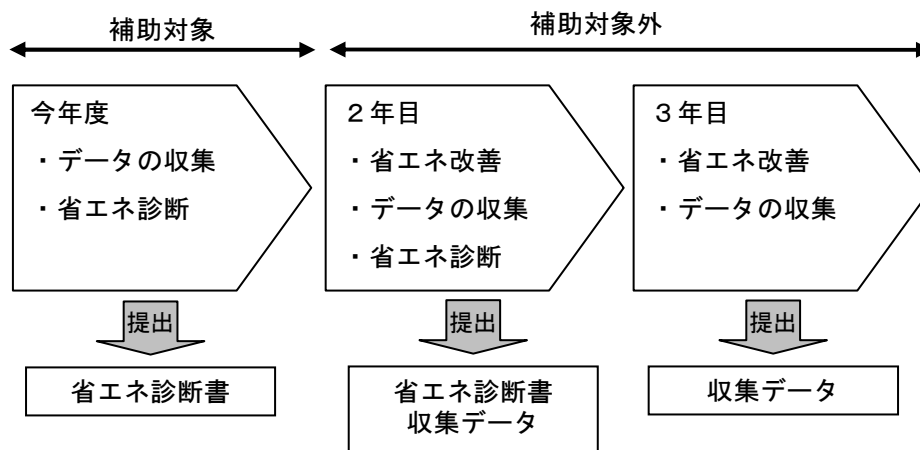
3) 上記以外の調達、委託先の選定

補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、交付決定後に一般競争入札（一般競争入札が困難な場合は三社以上による競争入札）にて調達、委託先を選定すること。なお、競争入札による調達、委託先の選定が困難な場合は、その理由と価格の妥当性を示す書類を提出すること。

1-3 補助事業期間

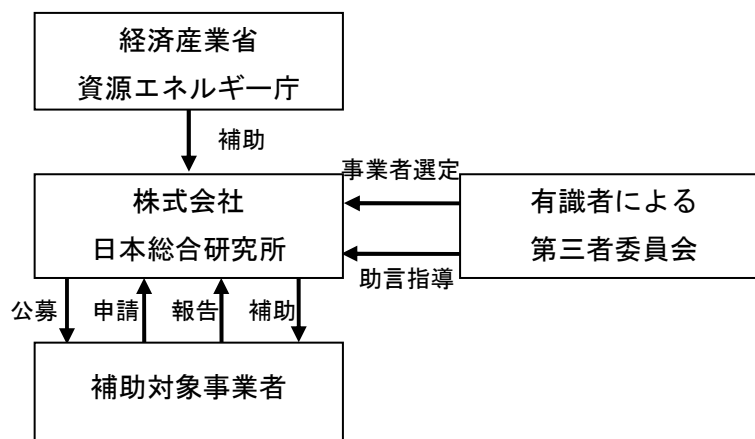
補助事業期間は、補助金交付決定を受け交付決定通知を発行した日付から、補助対象経費に関する全ての支払いを終えた時点（省エネ診断書の作成を補助対象事業者が自ら行う場合は、建築主等の検収日を省エネ診断書作成に対する支払い日とする）、または2010年1月22日（金）のいずれか早い日とする。この補助事業期間外に実施した事業については、補助対象とならない。また、補助対象経費の支払いは2010年1月22日（金）までに終え、同年1月29日（金）までに支払先から領収書を取得すること。

なお、補助事業終了後2ヵ年度（2012年3月30日（金）まで）は、引き続き省エネルギー計測監視システムを設置し、データの収集、省エネ診断および改善を行うものとする。補助事業終了の翌年度（2010年度）は、データの一年間の蓄積をふまえ省エネ診断書の改訂版を作成するとともに、それぞれの年度ごとに収集したデータと報告書を提出することとする。ただし、補助事業終了後のエネルギー計測、省エネ診断、設備更新、運用改善等にかかる経費に対しては本事業の補助対象外とする。



2. 事業のスキーム

本事業は以下のスキームで実施する。



株式会社日本総合研究所（以下「日本総研」）は、経済産業省資源エネルギー庁より補助を受け、本補助事業に関する補助対象事業者の公募、選定および補助金の交付に関する事務手続きを行う。補助対象事業者の選定にあたっては、有識者で構成する第三者委員会が厳正なる審査を行い決定する。なお、第三者委員会を構成する委員については、審査公平性の観点から公表しないこととする。

3. 申請手続き

3-1 公募期間

2009年7月6日(月)～2009年8月5日(水) 17:30(必着)

3-2 申請書提出先および問合せ先

①問合せ先

公募に関する問合せは電子メールのみとする。

回答は、質問を受理した日から3日以内(土日休日を含まない)に、電子メールにより行う。

公募に関する問合せ先

株式会社日本総合研究所

「省エネルギー計測監視等推進事業」公募担当

メールアドレス：200010-ems-kohbo@ml.jri.co.jp

問合せ期間：2009年7月31日(金) 17:00まで

②申請書提出先

申請書提出先

〒102-0082

東京都千代田区一番町16番

株式会社日本総合研究所 総合研究部門

「省エネルギー計測監視等推進事業」公募担当 宛

3-3 申請書提出方法および受付期間

申請書は持参または郵送(必着)とする。

持参の場合は2009年8月4日(火)～8月5日(水)の10:00～12:00、13:00～17:30の間に、上記住所の株式会社日本総合研究所まで持参し、受付で「省エネルギー計測監視等推進事業」公募担当を呼び出し手渡すこと。なお申請書類受領の際、書類の不備等の確認は行わない。



※ 上記地図に記載の電話番号では、日本総研の場所に関する問合せには応じますが、公募内容についての問合せには対応いたしません。

3-4 公募説明会

公募に関する事務手続き等の説明を下記の日程で実施する。出席を希望する事業者は次ページに記載のメールアドレスまで電子メールで申し込むこと。ただし会場の都合より定員になり次第受付を終了する。

公募説明会

<東京会場>

2009年7月14日(火) 14:00~16:00

場所：航空会館 501+502会議室(定員120名)

東京都港区新橋1-18-1

地図：<http://www.kokukaikan.com/tizu.htm> (航空会館 HP)

<大阪会場>

2009年7月15日(水) 14:00~16:00

場所：御堂会館 教化センター(定員126名)

大阪市中央区久太郎町4-1-11

地図：<http://minamimido.jp/mido-kaikan/access.html>

(御堂会館 HP)

※ 公募説明会には公募要領と申請書様式を印刷してご持参ください。

公募説明会申込み先

株式会社日本総合研究所

「省エネルギー計測監視等推進事業」公募説明会担当

メールアドレス：200010-ems-setsumeikai@ml.jri.co.jp

申込みの際には、参加希望日、会場、事業者名、参加人数を記載してください。なお、1事業者あたりの参加者は2名までとします。

3-5 提出書類

以下の書類を提出すること。

書類名	部数	備考
様式1 交付申請書	1	申請者および共同申請者の代表者印があること
補助事業に係る資金計画書	1	補助事業にかかる経費、補助対象経費を経費区分および経費項目別に記載の上、補助金以外の資金調達方法を明記すること。
事業実績	1	申請者および共同申請者の決算報告書等(直近3期分)
リース契約書案(リースの場合)	1	リース期間終了後の設備の管理責任が明確にされていること
リース料計算書(リースの場合)	1	リース料から補助金相当分が減額されていること
省エネ診断事業契約書案(外部委託の場合)	1	補助期間終了後も省エネ診断を行うことが分かること
様式2 補助事業計画書	正1 副1	正版は片面印刷ホチキス止めなし 副版は両面印刷ホチキス止め
様式3 申請者の概要	正1 副1	正版は片面印刷ホチキス止めなし 副版は両面印刷ホチキス止め
様式4 申請要件証明書	1	1-2(2)③の要件を満たすことの証明
様式5 申請書受領通知	1	綴じないこと
別添1 事業概要書	正1 副1	別途電子データ(Excel)でCDRに格納すること
別添2 計測対象施設概要	1	計測対象施設数分の表を作成
別添3 エネルギー計量計画図	1	計測対象施設数分(同図面の場合は省略可)
会社概要	1	申請者および共同申請者の会社案内等

書類名	部数	備考
返信用封筒	1	申請書受領通知の返信先を記入し、切手を貼ること
CDR	1	別添 1 事業概要書の電子データ (Excel 形式)

4. 補助事業者の選定について

4-1 審査

(1) 審査項目

審査項目は以下の通りとする。

①エネルギー計測監視システムに関する項目

- ・ (データの見える化) 取得したデータを分かりやすく表示し、かつ、省エネルギーに貢献する分析内容を提供する計測システムとなっているか。エネルギー監視をする必要のある者が、場所等の制約を受けることなくエネルギー使用量の監視ができるシステムであれば加点ポイントとする。
- ・ (計測ポイント) 省エネに資するエネルギー使用量把握のために必要な計測ポイントに機器を設置するか。計測対象の業種の特性を考慮した計測ポイントを選択している場合は特に加点ポイントとする。
- ・ (計測機器) 本補助事業実施にあたっての基本的機能 (エネルギー使用量を時刻別に計測する機能、計測したデータをサーバー等に転送する機能、転送されたデータを電子的に保管する機能、データをグラフ等により「見える化」する機能) を有しているか。基本的機能以外の機能を有している場合、本事業実施にあたって有効な機能であれば加点ポイントとする。
- ・ (計測対象エネルギー) 計測対象のエネルギー種別・用途が適切であるか。計測対象外のエネルギーが存在する場合、計測対象外とする理由が適切であるか。なお、計測すべきエネルギー種別・用途を計測対象外とした場合は、審査対象外とする。
- ・ (計測手法) 適切なエネルギー計測手法であるか、計測手法が簡便でデータ取り扱いが容易であるか。
- ・ (計測間隔) 適切なエネルギー計測間隔であるか。

②費用対エネルギー量に関する項目

- ・ (計測費用) エネルギー使用量に応じた適切な経費となっているか。

③実施体制に関する項目

- ・ (事業実施体制) 複数の施設に対する計測装置の設置、計測、委託事業者の管理、経費の管理等を適切に実施できる体制であるか。
- ・ (省エネ診断事業者) 本補助事業実施にあたって必要な能力、知識、業

務経験を有しているか。特に類似業務の実績が豊富な事業者については加点ポイントとする。

- ・（建築主等の省エネルギーへの取組み）省エネ診断による改善の指摘を、確実かつ継続的に実行できるか。省エネルギーに対する取組みが熱心であるか。
- ・（継続性）今後3ヵ年継続して、データの計測と運用改善を実施できる体制および財務状況であるか。

④補助事業の政策的効果に関する項目

- ・（普及性、汎用性）本事業の成果を広く普及できることが期待されるか。計測対象施設に普遍性があるか。
- ・（省エネルギー量）計測対象施設に省エネルギー対策を実施することにより、多大なエネルギー削減量が期待できるか。
- ・ なお、「普遍性、汎用性」、「省エネルギー量」については、業種によって異なり、また両者は相反する関係となる場合もあるため、審査では両者を総合的に判断する。

なお、上記の審査項目による評価の他に、補助対象事業者全体の計測対象建築物の業種、地域、規模が、幅広く偏りがないものとなることを考慮し、補助事業者の選定を行う。

（２）審査方法

提出された申請書を元に、外部の有識者で構成された第三者委員会で補助事業者の選定を行う。必要に応じヒアリングを実施する場合もある。

なお審査の過程で、計測対象施設の数、補助対象金額が調整可能であるか、申請者に確認を取る場合がある。

4-2 交付決定通知

8月下旬または9月上旬を目処に、補助事業者に選定された申請者には交付決定通知を送付する。

4-3 事業者説明会

選定された補助事業者に対して、事業の手続き等に関する説明会を開催する。説明場所は東京を予定しており、説明会出席に要する交通費等は補助対象外となるため、その点あらかじめご了承ください。

5. 補助事業の実施

5-1 補助事業の開始

補助事業者は、日本総研から交付決定通知を受領した後に補助事業を開始することができる。交付決定前に発注、契約を行った経費については補助対象外とする。また、機器の設置が交付決定後に実施されたことに関する確証を求めることとするが、その方法については交付決定と同時に通知をする。

5-2 補助事業の期間中の注意事項

補助事業期間中は、事業の進捗状況、経費の支出状況等を確認するため、中間検査（6-2参照）の他、日本総研による現地確認または問い合わせを行うことがある。補助事業者は日本総研の確認作業に可能な限り協力すること。

補助事業の実施中に、事業の内容に変更が発生することが判明した場合は、すみやかに日本総研に連絡をし、日本総研の指示に従うこと。

5-3 補助対象経費の支払い

補助事業者は、補助対象経費の支払いを 2010年1月22日（金） より以前に完了していなければならない。また、経費支払いの確証として、支払先が発行する領収書（日付は 2010年1月29日（金） 以前）が必要となるため、1月29日（金） までに必ず取得し保管しておくこと。

補助金の交付は、確定検査（6-3参照）による補助金額の確定以降になる。それまでの間に支出する費用は、原則補助事業者の立て替え払いとなる。なお、補助事業完了前の概算払は予定していない。

5-4 提出すべき書類

補助事業者は補助事業期間中および補助事業終了後に以下の書類を提出しなければならない。なお、提出された書類は、日本総研が内容を確認し、必要であれば訂正を求めることがある。

書類名	提出期限
省エネルギー診断書	2010年1月29日（金）※1
実績報告書※2	2010年1月29日（金）
帳簿および証拠書類※3	提出不要（現地にて確認）

※1 第一回目の提出は中間検査時点

※2 補助事業対象経費支出の実績を記載した書類

※3 補助対象経費支出の証拠（契約書、領収書等）をまとめたもの

5-5 財産の管理

補助事業によって取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

6. 補助金額の確定

6-1 実績報告

補助事業者は、補助対象経費を取りまとめた実績報告書を作成し、2010年1月29日（金）までに日本総研に提出すること。

6-2 中間検査

事業の進捗状況および経費の支出状況等を確認するため、事業実施期間中に中間検査を行う。中間検査では、省エネルギー診断書、その時点までに発生した経費を取りまとめた帳簿および証拠書類を確認する。中間検査は11月に行う予定である。

6-3 確定検査

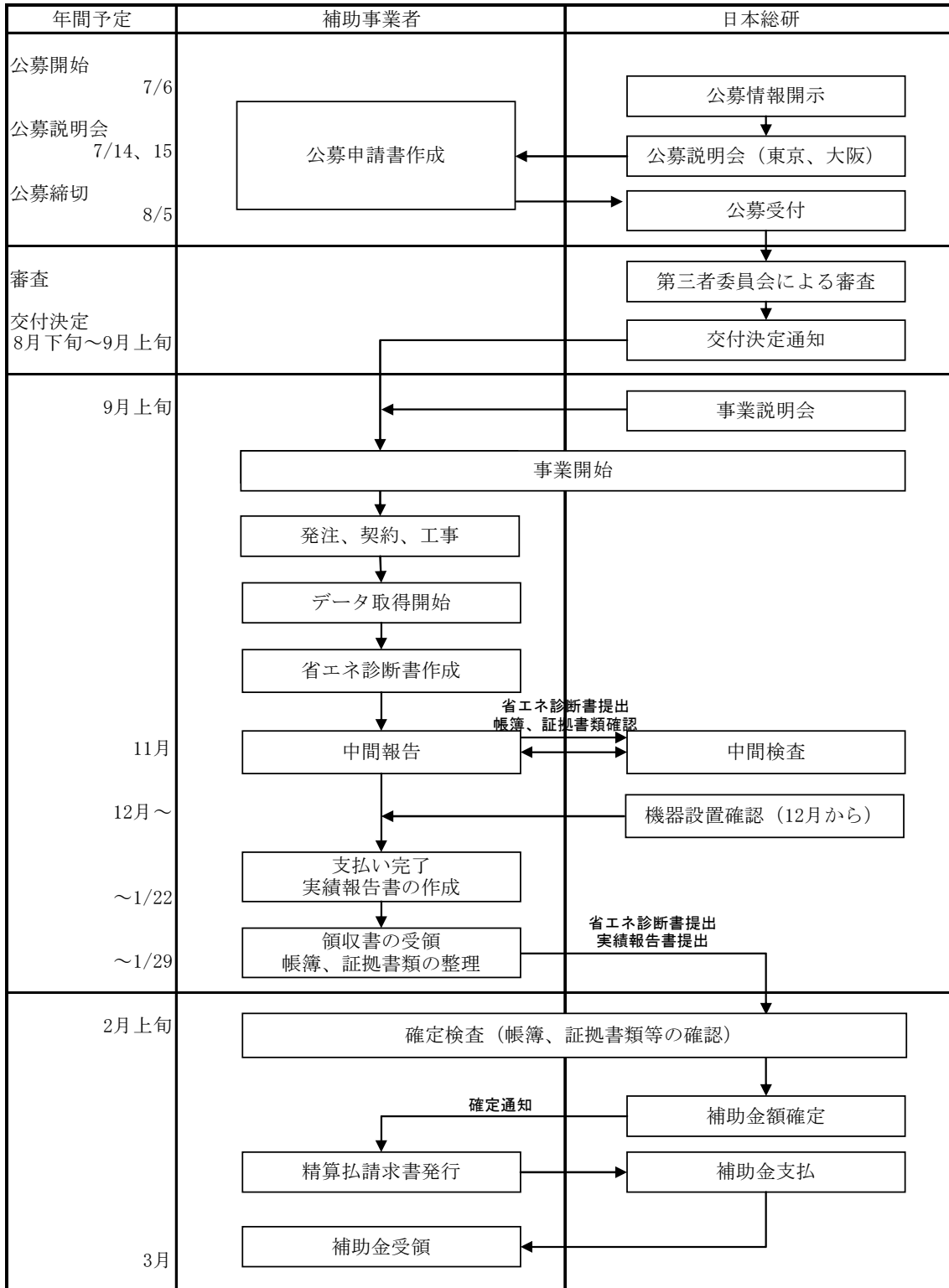
確定検査は、補助対象経費が適正に支出されているか、交付決定内容に沿った機器等が適正に設置され運用されているかを確認し、補助金の額を決定するものである。

検査は、経費関連書類の確認と、機器の設置・運用状況の確認からなる。書類の確認は補助事業が終了した補助事業者から順次、事業者の事業所で行い、機器の確認は12月から計測対象施設で行う。

6-3 補助金の支払い

確定検査により補助金の額が決定した後すみやかに「精算払請求書」を日本総研に提出すること。日本総研は、精算払請求書の受領をもって、補助金交付手続きを開始する。

7. 年間スケジュール



8. その他

8-1 書類の保存

補助対象経費にかかる帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国または国から委託された事業者からの要求があった場合は、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

8-2 会計検査について

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがある。